

令和8年度 丸森町職員採用試験

【実施要項】

1 試験区分、職種、採用予定人員及び職務内容

試験区分	職種	採用予定人数	職務内容・勤務先
上級 (大学卒業程度)	行政	若干名	丸森町役場、丸森町関連施設又は丸森病院に勤務し、一般行政事務全般に従事します。
初級 (高校卒業程度)	行政	若干名	丸森町役場、丸森町関連施設又は丸森病院に勤務し、一般行政事務全般に従事します。
初級 (社会人経験者対象)	行政	若干名	丸森町役場、丸森町関連施設又は丸森病院に勤務し、一般行政事務全般に従事します。
初級 (障害者対象)	行政	1名程度	丸森町役場、丸森町関連施設又は丸森病院に勤務し、一般行政事務全般に従事します。

注1 採用予定人員については、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

注2 職務によっては、深夜勤務になる場合があります。

2 受験資格

次の(1)の資格を有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

(1) 資格

試験区分	職種	受験資格
上級 (大学卒業程度)	行政	平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
初級 (高校卒業程度)	行政	平成17年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者
初級 (社会人経験者対象)	行政	昭和51年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、直近7年間中に通算4年以上の民間企業等での職務経験を有する者
初級 (障害者対象)	行政	昭和61年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者で、身体障害者手帳、養育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、介護者なしで一般事務

		職員として職務を遂行することが可能である者。また、活字印刷文による出題及び口述による人物試験に対応できる者
--	--	---

(2) 欠格事項

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又これに加入した者

3 試験の方法

(1) 上級行政

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験の合格者に対してのみ行います。

- ① 第1次試験 (町村職員採用統一試験として宮城県町村会へ委託して実施します。)

試験	内容・方法
教養試験 (2時間)	時事、社会、人文、自然に関する知識分野及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する知能分野について択一式による筆記試験を行います。
性格特性検査 (20分)	公務員に求められる必要な性格特性について検査を行います。

- ② 第2次試験

試験	内容・方法
作文試験 (90分)	文章による表現力、内容構成等の能力について作文による筆記試験を行います。
人物試験	個別面接により主として人物について試験を行います。
資格調査	受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等について調査します。

(2) 初級行政

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験の合格者に対してのみ行います。

- ① 第1次試験 (町村職員採用統一試験として宮城県町村会へ委託して実施します。)

試験	内容・方法
教養試験 (2時間)	時事、社会、人文、自然に関する知識分野及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する知能分野について択一式による筆記試験を行います。
性格特性検査 (20分)	公務員に求められる必要な性格特性について検査を行います。

② 第2次試験

試験	内容・方法
作文試験 (60分)	文章による表現力、内容構成等の能力について作文による筆記試験を行います。
人物試験	個別面接により主として人物について試験を行います。
資格調査	受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等について調査します。

(3) 初級行政（社会人経験者・障害者対象）

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験の合格者に対してのみ行います。

① 第1次試験（町村職員採用統一試験として宮城県町村会へ委託して実施します。）

試験	内容・方法
職務能力試験 (60分)	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な知識について択一式による筆記試験を行います。
職務適応性検査 (20分)	公務部門の職務への適応性について検査を行います。

② 第2次試験

試験	内容・方法
作文試験 (60分)	文章による表現力、内容構成等の能力について作文による筆記試験を行います。
人物試験	個別面接により主として人物について試験を行います。
資格調査	受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等について調査します。

4 試験日及び場所

(1) 上級行政

区分	第1次試験	第2次試験
日時	令和8年7月12日（日）	令和8年8月下旬～9月中旬
場所	宮城県自治会館	第1次試験合格者に通知します。

(2) 初級行政（社会人経験者・障害者対象含む）

区分	第1次試験	第2次試験
日時	令和8年9月20日（日）	令和8年10月下旬～11月中旬
場所	仙台市内	第1次試験合格者に通知します。

5 合格者の発表

- (1) 上級行政の第1次試験合格者の発表は、令和8年8月中旬に、丸森町役場掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。また、最終合格者の発表は、令和8年9月下旬に第1次試験合格者の発表と同じ方法で行います。

- (2) 初級行政の第1次試験合格者の発表は、令和8年10月中旬に、丸森町役場掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。また、最終合格者の発表は、令和8年11月下旬に第1次試験合格者の発表と同じ方法で行います。

6 合格から採用までの手続等

最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、最終合格者全員が採用されるとは限りませんので注意してください。

7 給 与

- (1) 新卒者の初任給は、原則として次のとおりです。

試験区分	職 種	初任給（現行額：令和8年4月1日現在）
上 級	行 政	232,000円
初 級	行 政	200,300円

- (2) 民間等における職歴がある場合は、一定の基準により職歴期間を加算の上、初任給が決定されます。
- (3) 上記(1)のほか、給与条例等の定めに従い、各種手当がそれぞれの支給要件により支給されます。

8 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の請求

受験申込書は、丸森町総務課人事班で交付します。

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用統一試験受験申込書請求」と朱書きし、宛先を明記した140円分の切手を貼った返信用封筒（A4版の紙が入る大きさのもの）を必ず同封してください。（「普通郵便」で返送します。）

また、電子メールで請求する場合は、件名に「職員採用統一試験受験申込書請求」と記入し、①職種、②氏名、③住所、④連絡先の電話番号についてご連絡ください。

(2) 受験申込先

丸森町総務課人事班 あて

〒981-2192 宮城県伊具郡丸森町字鳥屋 120 番地

電話番号 0224-72-3022 内線 203・204

電子メール jinji@town.marumori.miyagi.jp

(3) 受付期間

① 上級行政

令和8年5月1日(金)～6月8日(月)（※告示にて確定）

② 初級行政（社会人経験者・障害者対象含む）

令和8年7月上旬～8月上旬（※告示にて確定）

郵送の場合は、それぞれの期限までに上記の受験申込先に届いたものだけに限り受け付けますので、「特定記録郵便」等の確実な方法でお願いします。

申込受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

(4) 提出書類等

① 上級行政、初級行政（社会人経験者・障害者対象含む）

ア 受験申込書 1部（所定の受験申込書を使用すること）
受験申込書には申込前3か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、縦4cm×横3cmの写真2枚を所定箇所に必ず貼付してください。（写真のない場合は受付できません。）

イ 受験料は不要です。

ウ 郵便申込の場合は、宛先を明記し320円分の切手を貼った長形3号の返信用封筒を同封して下さい。（「特定記録郵便」で受験票を返送します。）

9 その他

- (1) 申込みを受理された受験申込者には受験票を交付します。
- (2) 第1次試験当日は受験票を忘れずに持参してください。
- (3) 災害等により試験開始時刻を変更する場合又は中止する場合には、町ホームページでお知らせします。

この採用試験に関するお問い合わせ先は、次のとおりです。

丸森町総務課人事班 〒981-2192 伊具郡丸森町字鳥屋120番地 電話：0224-72-3022 FAX：0224-72-1540 E-mail：jinji@town.marumori.miyagi.jp
--